

津市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要領

第1 趣旨

この基準は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の63の6、介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第71号）及び津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年津市訓第65号。以下「要綱」という。）第14条の規定に基づき、要綱第5条第1項に規定する事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定めるものとする。

第2 介護予防訪問型サービス事業（従前相当サービス）

要綱第2条第1号ア(ア)に規定する介護予防訪問型サービス事業の人員、設備及び運営等に関する基準は、施行規則第140条の63の6第1号イに規定する旧指定介護予防サービス等基準（以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。）に規定する旧介護予防訪問介護に係る基準の定めるところによるものとする。ただし、当該事業の人員及び運営に関する基準については、旧指定介護予防サービス等基準に定めるもののほか、次に掲げる基準によるものとする。

- (1) 施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者は、介護予防訪問型サービス事業に従事することができるものとする。
- (2) サービス提供責任者のうち、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者は、任用要件から廃止する。ただし、現にサービス提供責任者の業務に従事している者については、平成30年度末までの間は、引き続き当該サービス提供責任者の業務に従事することができるものとする。
- (3) サービス提供責任者は、地域包括支援センター等に対し、介護予防訪問型サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うものとする。
- (4) 介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防サービス計画及びケアプランの作成又は変更に際し、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等又は居宅要支援被保険者等（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に

規定する居宅要支援被保険者等をいう。) に対して、利用者に必要のないサービスを当該ケアプラン上に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

- (5) 介護予防訪問型サービス事業者は、サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
- (6) 介護予防訪問型サービス事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を越えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
- (7) 介護予防訪問型サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
 - ア 介護予防訪問型サービス事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
 - イ 介護予防訪問型サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- (8) 介護予防訪問型サービス事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - ア 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - イ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - ウ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
- (9) 介護予防訪問型サービス事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程（施行規則第140条の63の5第1項第8号に規定する運営規程をいう。

以下同じ。)の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(10) 介護予防訪問型サービス事業者は、第2の(9)に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、事業所の掲示に代えることができる。

(11) 介護予防訪問型サービス事業者は、事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供をする場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めなければならない。

(12) 介護予防訪問型サービス事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

ア 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

イ 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

ウ 事業者において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

エ アからウまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(13) 介護予防訪問型サービス事業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(14) 介護予防訪問型サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

第3 生活支援訪問サービス事業（緩和基準サービス）

(1) 基本方針

要綱第2条第1号ア(イ)に規定する生活支援訪問サービス事業は、利用者が可能な限り居宅において、要支援状態等の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、調理、洗濯、掃除等の家事その他の生活援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(2) 従事者の員数

ア 生活支援訪問サービス事業者が生活支援訪問サービス事業所ごとに置くべき従事者（生活支援訪問サービスの提供に当たる介護福祉士、法第8条第2項に規定する政令で定める者又は市が定める研修修了者をいう。以下同じ。）の員数は、生活支援訪問サービス事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

イ 生活支援訪問サービス事業所ごとに、利用者の数が60又はその端数を増すごとに従事者のうち1以上の者を訪問事業提供責任者としなければならない。この場合において、当該訪問事業提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

ウ 第3の(2)のイにおける利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

エ 生活支援訪問サービス事業者が訪問介護事業者又は介護予防訪問型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ生活支援訪問サービス事業と訪問介護の事業又は介護予防訪問型サービス事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準又は旧指定介護予防サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第3の(2)のアからウまでに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(3) 管理者

生活支援訪問サービス事業者は、生活支援訪問サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、生活支援訪問サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該生活支援訪問サービ

ス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(4) 設備

ア 生活支援訪問サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、生活支援訪問サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

イ 生活支援訪問サービス事業者が訪問介護事業者又は介護予防訪問型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ生活支援訪問サービス事業と訪問介護の事業又は介護予防訪問型サービス事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準又は旧指定介護予防サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第3の(4)のアに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(5) 生活援助等の総合的な提供

生活支援訪問サービス事業者は、生活支援訪問サービス事業の運営に当たっては、調理、洗濯、掃除等の家事その他の生活援助を常に総合的に提供するものとし、生活援助のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(6) 運営等に関する基準

旧指定介護予防サービス等基準第8条から第26条まで及び第28条から第40条までに規定する旧介護予防訪問介護の運営等に関する基準は、生活支援訪問サービス事業について準用する。ただし、旧指定介護予防サービス等基準第39条第2号に規定する計画については、利用者の日常生活全般の状況等を踏まえて、必要に応じて作成するものとする。

第4 介護予防通所型サービス事業（従前相当サービス）

要綱第2条第1号イ(ア)に規定する介護予防通所型サービス事業の人員、設備及び運営等に関する基準は、旧指定介護予防サービス等基準に規定する旧介護予防通所介護に係る基準の定めるところによるものとする。ただし、当該事業の人員及び運営に関する基準については、旧指定介護予防サービス等基準に定めるもののほか、次に掲げる基準によるものとする。

(1) 介護予防通所型サービス事業者が介護予防通所型サービス事業所ごとに置くべき従業者のうち、機能訓練指導員については、理学療法士、作業療

法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

- (2) 介護予防通所型サービス事業者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 介護予防通所型サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- (4) 介護予防通所型サービス事業者は、第4の(3)に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- (5) 介護予防通所型サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。
- (6) 第2の(5)から(15)までの規定は、介護予防通所型サービス事業について準用する。

第5 生活支援通所サービス事業（緩和基準サービス）

(1) 基本方針

要綱第2条第1号イ(イ)に規定する生活支援通所サービス事業は、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、通いの場の提供を行うことにより、必要な日常生活上の支援、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(2) 従業員の員数

ア 生活支援通所サービス事業者が生活支援通所サービス事業所ごとに置くべき従業員の員数は、生活支援通所サービスの単位ごとに、当該生活支援通所サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該生活支援通所サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務

している時間数の合計数を生活支援通所サービスを提供している時間数で除して得た数が利用者の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を10で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数とする。

イ 生活支援通所サービス事業者は、生活支援通所サービスの単位ごとに、看護職員又は介護職員を、常時1人以上当該生活支援通所サービスに従事させなければならない。

ウ 第5の(2)のアの規定にかかわらず、看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の生活支援通所サービスの単位の看護職員又は介護職員として従事することができるものとする。

エ 生活支援通所サービスの単位は、生活支援通所サービスであつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

オ 生活支援通所サービス事業者が通所介護事業者又は介護予防通所型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ生活支援通所サービス事業と通所介護の事業又は介護予防通所型サービス事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準又は旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第5の(2)のア及びイに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(3) 管理者

生活支援通所サービス事業者は、生活支援通所サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、生活支援通所サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該生活支援通所サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(4) 設備

ア 生活支援通所サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるものとし、当該区画の面積は3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とするほか、生活支援通所サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

イ 生活支援通所サービス事業者が通所介護事業者又は介護予防通所型サ

ービス事業者の指定を併せて受け、かつ生活支援通所サービス事業と通所介護の事業又は介護予防通所型サービス事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準又は旧介護予防サービス等基準第99条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(5) 運営等に関する基準

旧指定介護予防サービス等基準第100条から第111条までに規定する旧介護予防通所介護の運営等に関する基準は、生活支援通所サービス事業について準用する。ただし、旧指定介護予防サービス等基準第109条第2号に規定する計画については、利用者の日常生活全般の状況等を踏まえて、必要に応じて作成するものとする。

第6 経過措置

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第2の(7)、(8)、(12)（第4の(6)により介護予防通所型サービス事業において準用する場合を含む。）及び第4の(2)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。